

長岡市・川口町合併基本計画の策定方針について

1 計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例等に関する法律」に基づき、新市の円滑な運営を確保し、均衡ある発展を図るための基本的な指針として策定するもので、新市的一体性の確立と住民の福祉の向上等を図るまちづくりの方針や施策の方向を示すものとする。

2 計画の名称

「長岡市・川口町合併基本計画」とする。

3 計画策定の考え方

(1) 計画策定の背景（前回合併時の新市建設計画と総合計画の関連性）

- ・1次・2次合併時は、新市全体を包括する計画がなかったため、新市のまちづくりビジョンとなる「新市将来構想」を定め、それをもとに「新市建設計画」を策定した。
- ・平成18年度には、その新市建設計画を反映し、合併した10地域を包括する新市の新たなまちづくりの指針となる「長岡市総合計画」を策定した。

(2) 今回の合併基本計画策定の基本方針

- ・上記を踏まえ、長岡市と川口町の編入合併に際して策定する「合併基本計画」においては、「長岡市総合計画」に定めた将来像や施策の大綱を新市のまちづくりの基本とし、その上で川口地域のまちづくりの方向性を示すものとする。

4 計画の対象地域

原則として川口町の区域を対象とする。ただし、長岡市の区域においても新市的一体化の促進や円滑な運営の確保に有効である事業は対象とする。

5 計画の対象事業

新市のまちづくりに必要となる主要なハード事業およびソフト事業で、事業効果が川口町の区域、または長岡市と川口町の両方の区域に及ぶ事業

6 計画の期間

合併施行の日から平成27年度までのおおむね6年間とする。

7 策定主体

「市町村の合併の特例等に関する法律」に基づき、合併協議会が策定する。

8 計画の構成

第1章 序論

- 1 基本計画の位置付け
計画の趣旨、計画の期間、計画の対象区域
- 2 合併の必要性
40万人都市構想の推進、日常生活圏と行政区域の一体化など
- 3 合併の効果
財政の節減効果、行政サービスの効果、まちづくりにおける効果

第2章 新市の概況

位置と地勢、新市の特性、人口、世帯数、産業別就業者数など

第3章 まちづくりの基本方針

- 1 新市のまちづくりの指針
長岡市総合計画に定めるまちの将来像、まちづくり戦略、政策
- 2 川口地域の地域展望
地域の将来像、地域づくり戦略、新たな地域づくりの視点、新市における一体感醸成の取り組み
- 3 土地利用の方向性
土地利用の現況、川口地域の土地利用の方向性

第4章 まちづくりの施策

各分野における主要事業

第5章 新潟県事業の推進

新潟県への主な要望事業

第6章 公共施設の適正配置の方針

新市における公共施設の適正配置の考え方

第7章 財政計画

基本計画期間中の財政計画